

善通寺市成年後見制度利用支援事業実施要綱

善通寺市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年善通寺市告示第150号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の自発的意思の尊重及び権利擁護を図るため、民法（明治29年法律第89号）に規定する後見制度、保佐制度及び補助制度（以下「成年後見制度」という。）の利用を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援の種類）

第2条 市長は、成年後見制度を利用する要支援者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う後見開始の審判、保佐開始の審判、補助開始の審判その他の審判請求（以下「市長による審判請求」という。）を行うことによる支援
- (2) 審判請求に係る収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料等（以下「審判請求に係る費用」という。）の助成による支援
- (3) 成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、任意後見監督人及び特別代理人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬に係る費用の助成による支援

（対象者）

第3条 市長が支援を行うことができる対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により善通寺市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項の住所地特例対象被保険者で、善通寺市が行う介護保険の被保険者であるもの

- (3) 老人福祉法第11条第1項の規定により善通寺市が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所等の措置を採った者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する善通寺市が介護給付費等の支給決定を行う特定施設入所障害者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定により、善通寺市が施設に入所させ、又は入所、養護若しくは介護扶助を委託して保護を行う者
- (6) 第1号から前号までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、支援を行わないものとする。

- (1) 介護保険法第13条第1項の住所地特例対象被保険者で、善通寺市以外の市町村が行う介護保険の被保険者であるもの
- (2) 老人福祉法第11条第1項の規定により善通寺市以外の市町村が本市に所在する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所等の措置を採った者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項に規定する善通寺市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行う特定施設入所障害者（市長による審判請求）

第4条 市長は、前条に規定する対象者のうち、配偶者及び二親等内の親族がいない者並びに配偶者又は二親等内の親族がいてもこれらの者が後見開始等の審判請求を行う意思がない者であって、次に掲げる事項を総合的に勘案し、本人の保護のために支援を行うことが特に必要であると認めたものについて、第2条第1号に規定する市長による審判請求を行うものとする。

- (1) 当該対象者の事理を弁識する能力
- (2) 当該対象者の生活状況及び健康状況
- (3) 当該対象者に対する他の施策の活用による効果

2 市長は、前項の規定にかかわらず、対象者が虐待を受けている等、緊急を要し、かつ、やむを得ない事情があると認める場合は、市長による審判請求を行うことができる。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、対象者について、三親等又は四親等の親族であって、後見開始等の審判請求をする者の存在が明らかであると認めるときは、市長による審判請求は、行わないものとする。

(市長による審判請求に係る費用の求償)

第5条 市長は、審判請求に係る費用の全部又は一部について、市長による審判請求と併せて、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第2項の規定に基づく費用負担命令に関する申立てを家庭裁判所に対して行い、当該申立てにより家庭裁判所から費用負担命令があったときは、当該負担命令を受けた者に対し、当該負担命令に係る審判請求に係る費用を求償するものとする。ただし、当該負担命令を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 生活保護法による保護を受けている者
- (2) 資産及び収入等の状況から前号に準じる者として市長が認める者
- (3) 審判の請求に要する費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認める者

(後見開始等の審判請求に係る費用の助成)

第6条 市長は、対象者及びその後見開始等の審判請求を行った者（市長を除く。）が前条各号のいずれかに該当する者である場合は、後見開始等の審判請求に係る費用を負担した者に対し、第2条第2号に規定する審判請求に係る費用を助成することができる。

(審判請求費用助成の申請)

第7条 前条に規定する後見開始等の審判請求に係る費用の助成を受けようとする者は、善通寺市審判請求費用助成申請書（第1号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

(審判請求費用助成の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、善通寺市審判請求費用助成決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(成年後見人等に対する報酬に係る費用の助成)

第9条 市長は、家庭裁判所により成年後見人等が選任された場合で、かつ、次のいずれかに該当する要支援者について、第2条第3号に規定する成年後見人等に対する報酬に係る費用の全部又は一部を助成することができる。ただし、選任された成年後見人等が要支援者の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である場合は、助成の対象としない。

- (1) 生活保護法による保護を受けている者
- (2) 資産及び収入等の状況から前号に準じる者として市長が認める者

(3) 家庭裁判所による報酬付与の審判において決定された成年後見人等の報酬の額を支払うことにより、生計を維持することが困難になると市長が認める者

2 助成金の総額は、報酬付与の審判において決定された成年後見人等の報酬の額を超えないものとし、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、月額換算した場合の上限とする。

(1) 要支援者が在宅の場合 28,000円

(2) 要支援者が福祉施設に入所又は病院等に入院等の場合 18,000円

3 第1項に規定する報酬の助成の対象となる要支援者が死亡した場合であっても、成年後見人等に対する報酬について助成することができる。

(成年後見人等に対する報酬に係る費用の助成申請)

第10条 成年後見人等に対する報酬に係る費用の助成を申請できる者は、要支援者又は当該要支援者の代理人として助成を申請しようとする成年後見人等とする。

2 成年後見人等に対する報酬に係る費用の助成を受けようとする者は、報酬付与の審判の決定後、善通寺市成年後見人等報酬助成申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 助成金の申請は、家庭裁判所による報酬付与の審判確定日から起算して1年以内に行わなければならない。

(成年後見人等に対する報酬に係る費用の助成の決定)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、助成の可否及び助成額を決定し、善通寺市成年後見人等報酬助成決定（却下）通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、虚偽の申請その他の不正な手段により審判請求に係る費用の助成及び成年後見人等に対する報酬に係る費用の助成を受けたと認める場合は、申請者に対して期限を定めて当該助成金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の善通寺市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う支援事業の利用について適用し、同日前に行う支援事業の利用については、なお従前の例による。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

善通寺市長 様

善通寺市審判請求費用助成申請書

善通寺市成年後見制度利用支援事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

| | | | | |
|---------|-------|---|---|------|
| 申請者 | 住所 | | | |
| | 氏名 | 本人との関係 | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 申立代理人 <input type="checkbox"/> 成年後見人等 <input type="checkbox"/> その他（ ） | |
| | 電話番号 | | | |
| 成年被後見人等 | 住所 | | | |
| | 氏名 | 後見等の類型 | <input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他（ ） | |
| | 生年月日 | 年 月 日 （ 歳） | | |
| | 電話番号 | | | |
| 申請資格 | 本人 | <input type="checkbox"/> 生活保護受給者（受給開始日 年 月 日～） <input type="checkbox"/> 資産等の状況から生活保護受給者に準ずる者 <input type="checkbox"/> 費用の助成を受けないと成年後見制度の利用が困難な者 | | |
| | 申立代理人 | <input type="checkbox"/> 生活保護受給者（受給開始日 年 月 日～） <input type="checkbox"/> 資産等の状況から生活保護受給者に準ずる者 <input type="checkbox"/> 費用の助成を受けないと成年後見制度の利用が困難な者 | | |
| 申請額 | 円 | (内訳) | 収入印紙代 | 鑑定料 |
| | | | 郵便切手代 | 診断書料 |
| | | | 円 | 円 |
| | | | 円 | 円 |

(添付書類)

- 1 審判書謄本の写し及び審判確定がわかる書類（登記事項証明書等）
- 2 審判確定後に裁判所に提出した財産目録等の写し
- 3 支出証拠書類（領収書等）
- 4 生活保護受給証明書
- 5 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

善通寺市長 印

善通寺市審判請求費用助成決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった審判請求費用助成について、善通寺市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

| | | | |
|-----------|--|-------|--|
| 決 定 内 容 | <input type="checkbox"/> 助成を決定します。 <input type="checkbox"/> 申請を却下します。 | | |
| 成年被後見人等 | 住 所 | | |
| | 氏 名 | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | （ 歳） |
| 成年後見人等 | 住 所 | | |
| | 氏 名 | | |
| 後見等の類型 | <input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 助 成 決 定 額 | 円 | 内 | 収入印紙代 円 鑑定料 円 |
| | | 訳 | 郵便切手代 円 診断書料 円 |
| 却 下 理 由 | | | |
| 備 考 | | | |

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、善通寺市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、善通寺市を被告として（善通寺市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

善通寺市長 様

申請者 住所
氏名

善通寺市成年後見人等報酬助成申請書

善通寺市成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

| | | | |
|---------|--|---|----------|
| 成年被後見人等 | 住 所 | | |
| | 氏 名 | | |
| | 生 年 月 日 | 年 | 月 日 (歳) |
| | 電 話 番 号 | | |
| 成年後見人等 | 住 所 | | |
| | 氏 名 | | |
| | 電 話 番 号 | | |
| | 職業又は本人との関係 | <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> その他 () | |
| 申請資格 | <input type="checkbox"/> 生活保護受給者（受給開始日 年 月 日～） <input type="checkbox"/> 資産等の状況から生活保護受給者に準ずる者 <input type="checkbox"/> 報酬付与の審判で決定された報酬の額を支払うことにより生計を維持することが困難になる者 | | |
| 後見等の類型 | <input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () | 後見等の 開始日 | 年 月 日 |
| 申請額 | 円 | | |
| 決定期間 | 年 月 日 から 年 月 日 | | |

(添付書類)

- 1 成年後見人等に対する報酬付与の審判の決定通知書の写し
- 2 家庭裁判所に提出した財産目録の写しその他財産状況の分かる書類
- 3 その他市長が必要と認める書類

